

国近整広地室第 6 4 号

平成 2 0 年 8 月 1 3 日

近畿圏広域地方計画協議会
構成機関の長 あて

国土交通省近畿地方整備局長

近畿圏広域地方計画協議会の設立等について（報告）

平素より近畿圏広域地方計画の策定に向けた準備作業に積極的にご参加いただき、
闊達なご議論・ご提案等を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 2 0 年 7 月 2 9 日付け国近整広地室第 5 号及び第 6 号で協議いたしました
標記につきましては、全構成機関からご異議がございましたので、以下の
事項について、協議が整いましたことをご報告いたします。

(協議事項)

- 1 近畿圏広域地方計画協議会の設立について
平成20年8月13日をもって、近畿圏広域地方計画協議会を設立すること。
- 2 近畿圏広域地方計画協議会規約について
近畿圏広域地方計画協議会規約を、別添のとおり定めること。
- 3 協議会構成員について
国土形成計画法（以下「法」という。）第10条第1項の構成員に加え、下記に掲げる機関を加えること。

国土交通省神戸運輸監理部

国土交通省大阪航空局

気象庁大阪管区气象台

福井県

岐阜県

三重県

鳥取県

岡山県

徳島県

近畿市長会

近畿ブロック府県町村会

（社）関西経済連合会

大阪商工会議所

（社）関西経済同友会

関西経営者協会

京都商工会議所

堺商工会議所

神戸商工会議所

関西広域機構

- 4 協議会会長選出について
近畿圏広域地方計画協議会会長に、秋山喜久関西広域機構会長を8月13日付けで選任すること。